

第1回 西小学校運営協議会

令和4年5月12日(木)

13:30～15:30

浜松市立西小学校 会議室



1年生を迎えるDAY～花のアーチ～



新しい担任との出会い



6年生と1年生が一緒にクイズ



交通教室

浜松市立西小学校

次 第

開会 開催要件(委員の過半数の出席)確認 <司会:教頭 記録:加美>

1 委員任命書交付

2 校長挨拶

3 自己紹介

4 授業参観

5 浜松市教育委員会から 浜松市学校運営協議会規則 確認

6 会長の選出・副会長の指名

7 議長の選出

8 熟議<議長進行>

(1) 学校運営の基本方針について(校長)

(2) 夢育やらまいか事業CS加算分に対する意見書について(教頭)

9 連絡<司会:教頭 記録:加美>

・ 次回開催日時 令和4年7月14日(木) 13:30~16:00

会場:西小学校会議室

閉会

浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民

- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和4年度 学校経営方針

1 子供たちを取り巻く社会と教育の状況

2050年の未来は、日本の人口が1億人を下回るといわれ、予測困難な社会が到来すると言われている。子供たちは、この社会を働き盛りの世代として生き抜いていかなければならない。

これにより、この10年間で「生きる力」の背景にあるものが大きく変わってきた。これまでは、変化の激しい社会を子供が「担う」ことが大切とされてきたものが、予測困難な時代において子供が社会を「創る」ことが大切とされた。そのため、私たち教職員が、子供たちを「幸福な人生の創り手」として、「持続可能でよりよい社会の創り手」となるように育てていかなければならない。これを「新しい時代の教育」の根本理念として共通理解しておきたい。

さて、予測困難な時代とはどのような時代だろうか。今でさえ、すでにコロナ禍という混乱の世の中にあるため、子供たちの未来に待ち受けている社会は、これまで以上に課題が山積していると想像できる。このような中を、国籍、性別、人種、年齢など多様な価値観をもった人々が対話を通じて合意形成を図り、新たな解決策を見出し、協働する「社会を創る力」が求められている。子供たちの将来を見据えると、このような世の中に、私たちが何の指導もせずに無防備で送り出してしまっ

てはならない。これらのことを踏まえ、今の学校教育をみると、学校自体が予測困難な社会を象徴した状況になってきていると気づく。それならば、子供たちが今の状況を当事者として受け止め、まずは子供たち自身で学校生活を創ってみる、困難な課題を解決してみるといった経験をたっぷり積みせ、様々な人、もの、ことに主体性を持ってかわり、自らを高める教育に取り組んでいきたい。

2 本校の特色と実態、地域の環境について

(1) 学校の特色

本校は、創立114年を迎える歴史と伝統のある学校である。伝統的に外国語教育を研修の軸として取り組んでいる。令和元年度には、浜松市教育委員会指定研究「新学習指導要領に基づく『外国語』『外国語活動』の充実」をテーマとした研究発表会を実施し、外国語科の授業モデルを確立し、校内環境や教材も整っている。令和2年度以降は学習指導要領の改訂を踏まえ、「評価から授業をつくる」ことを軸に研究に取り組んでいる。これを各教科等の指導にも関連付け、課題対

応能力の育成につなげている。

子供たちには、「きれいな心」「きれいな歌声」「きれいな学校」が、伝統的な3つの自慢として定着している。これらは、挨拶運動、朝の歌、音楽会、縦割り清掃、栽培活動を通して人間関係形成・社会形成能力や自己理解・自己管理能力、キャリアプランニング能力の育成につなげている。

現在では、ICT機器の活用に積極的に取り組み、全児童に配付された学習用タブレット型端末を活用した授業に取り組んでいる。

(2) 児童の実態

明るく開かれた心と素直さを持ち、初対面の人にも親しく関わるができる児童が多い。知的好奇心が旺盛で、学力水準は比較的高い方である。低学年から継続的に外国語の学習に取り組み、簡単な英語を話したり聞いたりすることができ、ALTなど外国人に対しても物怖じせずに接している。高学年の児童は、学校をよりよくしようという気持ちを持ち、下級生に模範となって関わろうとしている。

しかし、時と場に応じた言葉遣いには課題がある。また、苦しいことや困難に直面した時に粘り強く取り組んだり、目標に向かって地道に努力したりするような自分の力で道を切り拓こうとするたくましさ欠缺の面がある。そこで、場を設定して経験を積みませ、児童の思いに沿った支援をすることが求められている。

さらに、発達支援の配慮を必要とする児童や個別の学習支援を必要とする児童が各学年に一定数在籍しているため、家庭環境や対人関係への配慮が必要である。そのため、取り出し授業や医療機関等との連携、家庭との連携を強化していかなければならない。

(3) 地域の環境

本校の学区は、浜松城に近く、鴨江寺や秋葉神社を中心として日本の伝統文化や歴史に直接触れることのできる恵まれた環境にある。周辺に市役所、図書館、博物館、美術館等の施設が集中しており、教育環境にも恵まれている。

地域、保護者の方々は、本校に誇りと愛情を持ち、学校教育に対して協力的である。このコロナ禍においても、学校の取組に深い御理解をいただき、教職員に対して多くの励ましの言葉をいただいている。地域の方々は、児童の登下校の際に主要な交差点に立ち、安全確保に努めるとともに、挨拶や言葉を交わすことで児童との交流が図られている。PTA活動も主体的であり、子供の教育のために献身的に活動している。

このように培われてきた本校の特色と実態、地域の環境を最大限に生かし、保護者、地域の方々の信頼を基に、私たち教職員は働きがいを持って、教育活動に邁進していきたい。

3 学校教育目標の設定と具現化に向けて ～共通理解したい最上位目標

(1) 学校教育目標の設定

【学校教育目標】

進んで学び 共に世界で生きる子

これまでに示した社会や教育の動向、本校の特色や実態、地域の環境等を踏まえ、本校教職員で共通理解しておきたい最上位目標は、学校教育目標「進んで学び 共に世界で生きる子」の育成である。これは、本校の子供たちを将来的に「持続可能な社会の創り手」として育てることを意味している。

学校教育目標にある「進んで学び」とは、子供たちが自ら学校生活を工夫したり、学校生活の様々な課題を解決したりするといった「学校を創る」経験を低学年から十分に積ませ、物事に進んでかかわる主体性を育むことである。さらに、自ら学びを楽しみつつ、知識・技能を獲得し、それらを活用して思考したり、必要に応じて新しいものに更新したりする学びの主体性を持つことである。

本校では、「学校や学級の生活を子供が創ることは大切である」と実感している教職員が多く、「機会を捉えて、子供たちの意見を聞いたり、子供同士で考えていることを話し合わせたりする必要がある」と考えている。

そこで、本年度は、子供は失敗を繰り返す、それを乗り越えて成長していくものであるという認識を持って、私たち教職員が子供に何をどこまで任せられるか、子供にどんな気付きを与えさせられるかを考え、進んで学ぶ子供の育成に取り組んでいく。

学校教育目標にある「共に世界を生きる」とは、多様な価値観を持った子供同士が対話を通じて合意形成を図り、新たな解決策を見出す学びをすることである。そして、この学びを子供たちの生きる今の「世界」から、子供たちが生き抜いていく未来の「世界」にしっかりとつなげることである。

この目標に表される「世界」とは、グローバルの意味に留まらず、身近な生活にある興味や関心を共有する者同士による深まりのある「世界」を意味したり、身の回りの学校生活、家庭生活の場から、周辺地域、浜松市、静岡県、全国、諸外国へと広がりのある「世界」を意味したりしている。この「世界」の深まりや広がりにおいて、仲間と深くかかわりを持ち、かかわりの中で新たなものを生み出しつつ、自らを高め、成長していくことを期待している。

全ての子供には光があり、どの子供も自己を高めようと輝いている。この光とは、子供の「思い」や「願い」であり、子供たちが「世界」を生きるための「可能性」である。西小学校の教職員は、一人一人の子供に光があると信じ、この光をしっかりと受け止めていく。そして、誰一人として取り残すことなく、子供の「思い」や「願い」を大切にし、子供の「可能性」を信じ、その「可能性」を引き出すことで、より輝けるように導いていく。

私たちは、学校教育目標の実現に向かい、子供たち自身に、学ぶ楽しさや学ぶ意義を実感させつつ、自分の未来に期待感を持ってより自己を高めようとする「学びがい」を持たせていきたい。

(2) 学校教育目標を具現化する「4つの合言葉」

本校には「4つの合言葉」があり、それぞれに具体的な目指す子供像を掲げている。これらは「子供が学校を創る」取組を進める指針であるとともに、「持続可能な社会の創り手」を育成するキャリア教育の重要な要素を含んでいる。さらに、それぞれの合言葉は、以下に示すとおり、基礎的・汎用的能力と深く関わりがある。

本校では、この合言葉を中心に教育課程を編成し、学校教育目標の具現化を目指していく。

【4つの合言葉と目指す子供像】

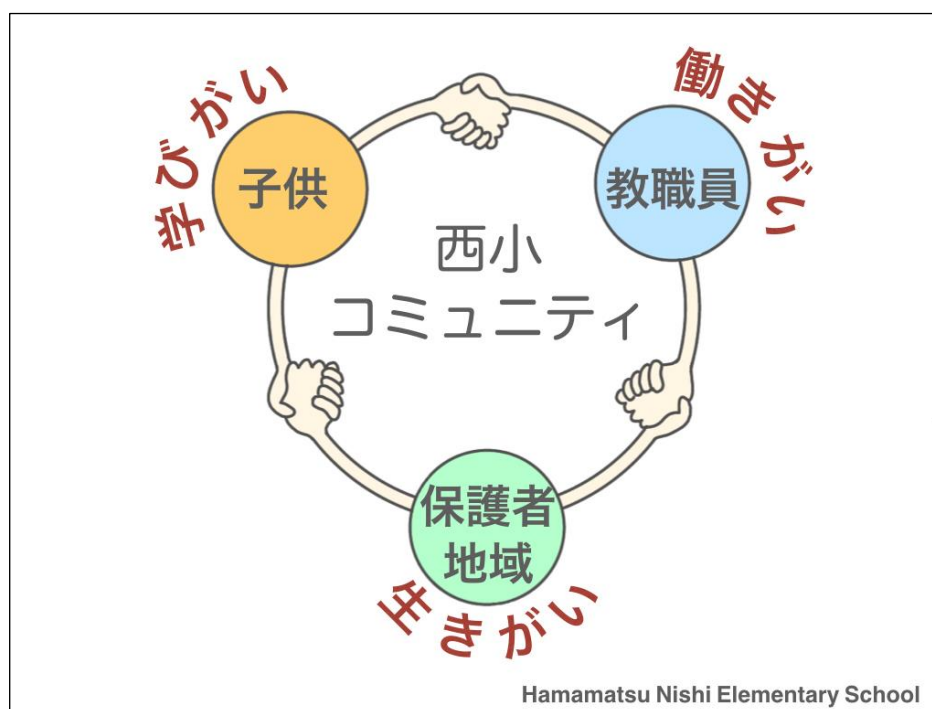
- ① にこにこ えがおで なかよくします
相手を思いやり、誰もが気持ちよく過ごせるよう行動する子
(人間関係形成・社会形成能力)
- ② しっかり かかわり かんがえます
人・もの・こととのかかわりから進んで学ぶ子
(課題対応能力)
- ③ のびのび げんきに かつどうします
自分の心と体を知り、健康・安全な生活に気を付け、自己の向上を目指して活動する子
(自己理解・自己管理能力)
- ④ こつこつ ねばりづよく とりくみます
自分の思いや考えを持ち、粘り強く頑張る子
(キャリアプランニング能力)

4 学校経営の重点

本校では、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るために、教育内容を教科横断的な視点で組み立てたり、実施状況を評価し改善を図ったり、人的、物的な体制を整えたりして、教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携するといったカリキュラム・マネジメントを推進していく。

このカリキュラム・マネジメントを行う原動力として、3つのやりがいを大切にします。子供たちは「学びがい」をもって学校に通い、教職員は子供たちの成長を期待し、「働きがい」をもって臨み、保護者と地域の方は、子供の成長に「生きがい」をもって学校に携わることができれば、そこに「みんなで学校を創ろう」とするコミュニティが生まれるであろう。

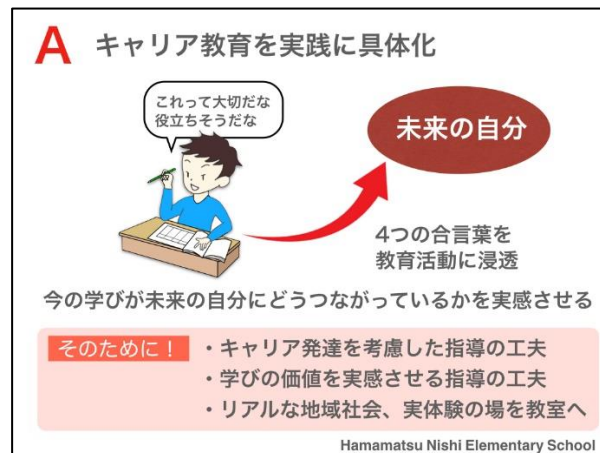
この西小コミュニティは、学校経営を持続可能なものにするとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現につながっていくものと期待できる。



これら3つのやりがいが生まれる学校経営に取り組むため、A・B・C・Dの4つの重点に絞り、カリキュラム・マネジメントを推進していく。

この取組を支える仕組みとして、令和4年度から「学校運営協議会」を設置し、「地域とともにある特色ある学校づくり」に取り組むものとする。

A キャリア教育を実践に具体化



子供が未来社会をどう生き抜くか、そのすべを子供自身が実感・納得して学ぶことが本校の押さえる「キャリア教育」である。一つ一つの授業や活動の中で、今の学びがこれまでとどうつながってきたか、これからどうつながっていくかを実感できるように指導していきたい。

本校には、4つの合言葉として基礎的・汎用的能力を踏まえた指針がある。これらを様々な教育活動に浸透させ、子供自身にその価値を実感させていく。

(1) キャリア発達を考慮した指導の工夫

子供の発達段階を考慮すると、低・中学年と高学年の間に一つの区切りを持たせることで教育効果が期待できる。そこで、5、6年生の授業から主要教科に教科担任制を導入し、子供のニーズに応じた専門性の高い授業を実施する。また、4年生においてリーダーシップを育む活動をし、5、6年生におけるリーダーとしての活躍を支える基盤を段階的に仕掛けていく。

(2) 学びの価値を実感させる指導の工夫

子供が「これって大切だな」「役立ちそうだな」と学びの価値を実感する授業を目指す。そこで、振り返りと見通しを大切にし、授業の適切な場面で行わせることで、子供が学習を調整する力を高めていく。

また、各教科等の「見方・考え方」は、どのような視点で物事を捉えるのか、どのように思考していくかを示すものであり、将来的に教科等の学びと社会とをつなぐ重要な働きをするものである。「主体的・対話的で深い学び」を実現する上でも、「見方・考え方」は、深い学びの鍵となるものであるため、十分な理解をして授業に臨むことが必要である。

(3) リアルな地域社会、実体験の場を教室へ

地域社会をそのまま教室に運び込み、リアルな学びの場を設けたり、実際に学区の教育環境を活用し、実体験の場を設けたりすることが大切である。子供は、新たな体験を通して、これまでの知識を再構成していくため、可能な限り多くの体験を積み重ねていくように配慮する。

B 研修を軸に新しい時代の教育を推進

B 研修を軸に新しい時代の教育を推進



英語力 × 情報活用能力

かかわりの中で対話力とコミュニケーション力を高める

そのために！

- ・ 目標を明確に、評価から授業をつくる
- ・ ひと、もの、こととの対話を徹底する
- ・ ICTで個別最適な学びと協働的な学びを

Hamamatsu Nishi Elementary School

様々な人と進んで対話し、コミュニケーションを図り、自分の世界を広げたり、課題に対して多様な考えを出し合い、対話を通して思考したりすることは、新しい時代の教育に求められる資質・能力である。

本校では、外国語教育と合わせて、情報教育に取り組むことで、かかわりを通して対話力とコミュニケーション力を高める校内研修を推進する。

(1) 目標を明確に、評価から授業をつくる

本校の研修では、目標を明確に評価から授業を作ることと、学んだことが将来につながっていることを子供に実感させる指導に取り組む。

また、カリキュラム・マネジメントの観点から、外国語科・外国語活動の指導で大切にしている単元作りの考え方（単元の導入でゴールを明確にして目的意識、課題意識を持たせる）と、評価から授業を作る考え方を、他教科等の指導へ教科横断的に広げていく。

(2) 人、もの、こととの対話を徹底する

子供が学校を創るためには、各教科等の学びにおいて、多様な考えを持つ者同士で対話する力が求められる。そこで、主体的・対話的で深い学びを実現させる観点から、特に、人、もの、こととのかかわりを重視し、対話を通して思考を深める手立てを工夫した授業を実践する。

(3) ICTで個別最適な学びと協働的な学びを推進

（令和4年度学習用タブレット型端末活用協力校）

答申で示された「個別最適な学び」と「協働的な学び」のそれぞれの観点から、一人一台配付された学習用タブレット型端末の効果的な活用を考える。特に、子供たちの異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出していけるような端末の活用を工夫する。

C 適時性と柔軟性のある学校体制の確立



「ていねい、あったか、あんしん」をキーワードに適時性と柔軟性のある学校体制を維持する。この学校体制の根幹には、全ての子供には光（可能性）があり、その可能性を引き出すことが大切であるというという共通認識の下、どの子供に対しても、心で聴き、心で応じる傾聴を大切にされたかわりをしていく。

(1) 組織マネジメントの充実

様々な問題に対して、事前に何を備えておくか、事後にどう対応するかをチームで検討し、組織マネジメントの充実を図っていく。

① 事前対応（リスクマネジメント）

危機が発生する前に、それを回避したり、被害を最小限に抑えたりするために、様々な対策を講じていく。具体的に、ガイドライン、マニュアルの作成や対応研修、ケース会議等の実施、関係機関との連携などに取り組む。

② 事後対応（クライシスマネジメント）

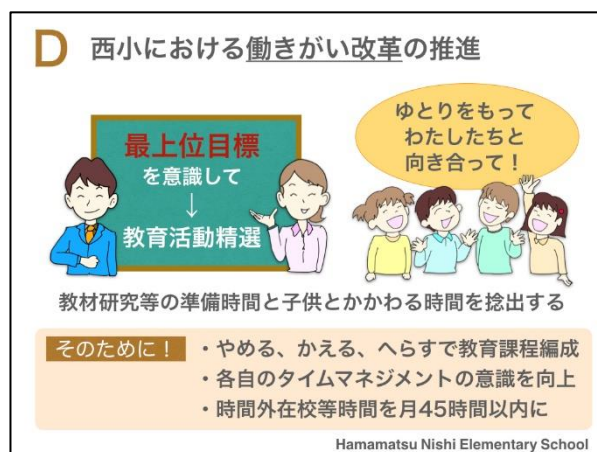
被害を最小限に抑えるために初期対応や二次被害の回避を行う。このとき、「チームとしての学校」を機能させ、校務分掌の主任が中心となり、情報を一元化して適切に対応する。その際、「学校としてできることとできないこと」、「どの機関に何を依頼するか」を明確にして対応する。

(2) 発達支援、学習支援への計画的な対応

様々な発達障がいや、子供の脳の機能障がいであり、親のしつけや本人の努力不足で起こっている問題ではないことを共通理解し、何よりも子供の味方であること、子供に成功体験をさせ、自己肯定感を高めることを大切に、正しい知識を持って支援に取り組むものとする。特に、LD（学習障がい）に対しては、学習の専門家である私たち教職員が責任を持つ姿勢で対応する。

具体的には、就学支援委員会、発達支援委員会、ケース会議等を効率よく行っていく。現状では、「西小ルーム（発達支援教室）」を設置し、取り出し指導やクールダウン等に使用していくが、同時に「発達支援学級」の設置を教育委員会に要望していく。

D 西小における働きがい改革の推進



教材研究などの準備の時間と子供と関わる時間を捻出するために、最上位目標を意識して、教育活動の精選をしていく。

(1) やめる、かえる、へらすで教育課程編成

教育活動の方策を見直す際、この活動で子供に最も付けたい力は何かを考え、何をやめるか、何を变える、何を減らすかという観点で積極的な改善を行うようにする。そのために、日頃から修正・改善の意識を持って教育活動に取り組む必要がある。

併せて、校務アシスタントの有効活用を進めるとともに、ミライムとさくら連絡網の利用によるペーパーレス化（印刷業務の軽減）など、工夫した取組を考えていく。

(2) 各自のタイムマネジメントの意識を向上

私たちがタイムマネジメントへの意識を高めつつ、誰もが働きやすく、「働きがい」のある学校にしていく。そのために、各自が当事者意識を高め、「勤務時間に対する意識醸成」と「教職員のリフレッシュ」に取り組む。

研修やOJTを通して、職員同士で支え合い、教え合う風土を醸成しつつ、一人一人のマネジメント意識を高めていく。

(3) 時間外在校等時間を月45時間以内に

はままつ人づくり未来プランで定められた時間外在校等時間の数値目標が、令和6年度までに月45時間以内とすることになっている。

ミライムでの出退勤管理を行いつつ、各自が月の平均時間を意識して勤務するようになる。

〈1日の時間外在校等時間を2時間以内にする目安〉
出勤 7時30分 → 退庁 18時00分



令和4年度 西小学校運営協議会 参加者 名簿

委員 ※会の開催のためには、委員の過半数の参加が必要

※敬称略

	氏名	よみがな	構成
1	中谷 忠司	なかや ただし	地域住民
2	土屋 雅利	つちや まさとし	地域住民
3	加藤 正寿	かとう まさとし	地域住民
4	山田 悟央	やまだ のりお	地域住民
5	三上 昌子	みかみ まさこ	地域住民
6	岡野 みの	おかのみの	地域住民
7	平出 慎一郎	ひらいで しんいちろう	保護者
8	鈴木 将孝	すずき まさたか	保護者
9	福田 達樹	ふくだ たつき	保護者

オブザーバー

学校

	青島 治道	あおしま はるみち	校長
	長瀬 千晶	ながせ ちあき	教頭
	古田 秀樹	ふるた ひでき	CS担当職員
	加美 美紀	かみ みき	CSディレクター

教育委員会

	堀田 洋一		教育総務課

令和4年度 西小学校運営協議会 年間開催計画

	開催日	開始時刻	～	終了時刻	内容
第1回	5月12日(木)	13:30	～	15:30	・協議会組織づくり ・学校運営の基本の承認
第2回	7月14日(木)	13:30	～	16:00	・本校職員からのニーズ調査を 基に支援策を熟議
第3回	11月17日(木)	13:30	～	16:00	・本校の取組について熟議 ・意見申出
第4回	2月 9日(木)	13:30	～	16:00	・学校関係者評価 ・学校運営協議会自己評価

令和4年5月12日

浜松市立西小学校運営協議会委員 各位

浜松市立西小学校運営協議会会長

第2回西小学校運営協議会の開催について

新緑の候 皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、西小学校の教育活動につきまして御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度第2回学校運営協議会を下記の日程で開催いたします。御多用中とは存じますが、御出席くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 令和4年7月14日（木）13：30～16：00
- 2 場 所 浜松市立西小学校 2階 会議室
- 3 内 容 本校職員からのニーズ調査を基に課題をつかみ支援策を熟議
- 4 その他 お手数をお掛けしますが、欠席される場合は担当まで御連絡くださいますようお願いいたします。

担当（連絡先）
浜松市立西小学校
教頭 長瀬 千晶
TEL 452-1171
FAX 452-1172

座席表

前

中谷 忠司委員 土屋 雅利委員

福田 達樹委員

加藤 正寿委員

鈴木 将孝委員

山田 悟央委員

平出 慎一郎委員

教育委員会
総務課

岡野 みの委員 三上 昌子委員

--	--

校長 教頭
青島 治道 長瀬 千晶

--	--

CS担当職員 CSディレクター
古田 秀樹 加美 美紀